

第十管区海上保安本部（水路測量）公示第 2 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 8 年 1 月 16 日

第十管区海上保安本部長 大達 弘明（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 鹿児島県熊毛支庁
- (2) 住所 鹿児島県西之表市西之表 7590

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区域 付図のとおり
- (2) 期間 令和 8 年 2 月 5 日から令和 8 年 2 月 25 日まで

3 水路測量の実施方法

- (1) 測深 マルチビーム音響測深機を使用する
- (2) 測位 GNSS による

4 航行船舶に対する安全処置

作業船は水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲げる

（付図）島間港 赤塗りで示す区域

